



働く人への保険

就業不能保険（無配当・無解約返戻金型）普通保険約款

※普通保険約款は保険契約の内容やご契約後の各種取り扱いについて定めたものです。

2014年5月

ライフネット生命保険株式会社

〒102-0083 東京都千代田区麹町二丁目14番地2 麹町NKビル

保険金・給付金のご請求に関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-717991**

※受付時間：平日9時～17時30分（年末年始、土曜、日曜、祝日は除く）

※お電話をいただく際には証券番号をお知らせください

ご契約内容、保険相談、保険の申し込みなどに関するお問い合わせ

コンタクトセンター [通話無料] **0120-205566**

※受付時間：平日9時～22時、土曜日9時～18時（年末年始、日曜、祝日は除く）

※ご契約に関するお問い合わせは、契約者ご本人さまからお願いいたします

お客さまからのご質問やご要望などを正確に把握するため、お電話の際は通話内容を録音しておりますので、あらかじめご了承ください。

目次

この保険の趣旨

第1章 総則

- 第1条 被保険者と受取人
- 第2条 保障の開始
- 第3条 契約日と保険期間

第2章 給付金の支払い

- 第4条 就業不能の定義
- 第5条 就業不能給付金の支払い
- 第6条 就業不能給付金の支払限度
- 第7条 就業不能給付金の請求手続き
- 第8条 就業不能給付金の支払いの時期と場所
- 第9条 指定代理請求

第3章 保険料の払い込みについて

- 第10条 保険料の払込期間
- 第11条 保険料の払込免除
- 第12条 被保険者の年齢の計算方法
- 第13条 保険料の払い込み
- 第14条 猶予期間

第4章 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第15条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第16条 住所等の変更
- 第17条 解約
- 第18条 就業不能給付金月額額の減額
- 第19条 その他の諸変更
- 第20条 被保険者の死亡

第5章 告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合
- 第24条 重大事由による解除
- 第25条 詐欺による取消し
- 第26条 不法取得目的による無効

第6章 その他

- 第27条 年齢または性別の誤りの処理
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所

備考、別表

- 備考
- 別表1 精神障害
- 別表2 必要書類

この保険の趣旨

この保険の趣旨

この保険は、保険の対象となる人（以下、「被保険者」といいます）が傷害または疾病により所定の就業不能状態になったときに一定額の給付金（以下、「就業不能給付金」といいます）を支払うもので、就業不能保険といいます。この保険には、配当および解約返戻金はありません。

第 1 章 | 総則

- 第 1 条 被保険者と受取人
 - 第 2 条 保障の開始
 - 第 3 条 契約日と保険期間
-

被保険者と受取人

- 第 1 条 この保険契約の被保険者は、契約者本人であることを要します。
2. 就業不能給付金の受取人は、被保険者と同一であることを要します。被保険者以外の人を受取人に指定することはできません。

保障の開始

- 第 2 条 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、申し込みの時点に遡って、保険契約上の責任を負います。ただし、第 21 条（告知義務）に定める告知の前に申し込みがなされたときは、告知の時点からとします。
2. 会社は、保険契約の申し込みを承諾した場合は、契約者に保険証券を交付します。

契約日と保険期間

- 第 3 条 この保険契約の契約日は、前条に定める責任開始の日が属する月の翌月 1 日とします。
2. 保険期間は、契約日から被保険者の満 65 歳の誕生日の属する月の末日までの期間とします。ただし、保険契約上の責任が開始した時点から、契約日の前日までに被保険者が第 4 条（就業不能の定義）に定める就業不能状態になった場合は、責任開始の日を契約日として保険期間を再計算します。

第 2 章 給付金の支払い

- 第 4 条 就業不能の定義
- 第 5 条 就業不能給付金の支払い
- 第 6 条 就業不能給付金の支払限度
- 第 7 条 就業不能給付金の請求手続き
- 第 8 条 就業不能給付金の支払いの時期と場所
- 第 9 条 指定代理請求

就業不能の定義

第 4 条 この保険契約において「就業不能状態」とは、被保険者が傷害または疾病により、日本国内の病院もしくは診療所への治療を目的とした入院または日本の医師の指示により在宅療養をしており、少なくとも 6 か月以上、いかなる職業においても全く就業ができないと医学的見地から判断される状態をいいます。なお、被保険者が死亡した後は、いかなる場合でも就業不能状態とはいいません。

就業不能給付金の支払い

第 5 条 会社は、つぎの表に定めるところにより、就業不能給付金を支払います。

支払事由 (就業不能給付金を支払う場合)	被保険者が、保険期間中に、責任開始時点以後の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になり、その状態が 180 日を超えていること。ただし、その状態が日本の医師の資格を持つ者の診断書によって証明されることを要します。
支払額	(1) 支払事由に該当した日を起算日として、その日以後、就業不能状態が継続する期間 1 か月ごとに、就業不能給付金月額 1 か月分を支払います (ただし、就業不能給付金を支払う期間が 1 か月未満の端数が生じた場合には、その端数は切り上げます)。 (2) 就業不能給付金月額は、契約者が、保険契約締結の際に、会社が定める範囲で設定します。 (3) 就業不能給付金月額の減額があった場合には、起算日 (起算日後は、その起算日の月ごとの応当日。応当日のない月の場合は、その月の末日とします) に応じた就業不能給付金月額を支払います。
免責事由 (就業不能給付金を支払わない場合)	(1) 被保険者の精神障害 (別表 1 に定めるとおりです) による場合 (2) 被保険者が頸部症候群 (いわゆる「むちうち症」) または腰痛その他の症状を訴えている場合であっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見 (理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見) がない場合 (3) 被保険者の故意または重大な過失による場合 (4) 被保険者の自殺行為または犯罪行為による場合 (5) 被保険者の薬物依存を原因とする場合 (6) 被保険者の泥酔状態中に生じた事故による場合 (7) 被保険者が違法な運転をしている間に生じた事故による場合

2. 就業不能給付金の支払いにあたっては、前項の規定によるほか、つぎに定めるところによります。
- (1) 保険期間が満了した後は、就業不能給付金の支払事由に該当している場合であっても、会社は、就業不能給付金を支払いません。
 - (2) 前号の規定にかかわらず、保険期間の満了の日に、被保険者が就業不能状態であるにもかかわらず、就業不能給付金の支払事由に該当しない場合においても、その後 180 日を超えて継続した就業不能状態になったときは、会社は、1 か月分の就業不能給付金を支払います。

第2章 給付金の支払い

- (3) 就業不能給付金の支払事由に該当した場合で、被保険者がその就業不能状態が終了した日から180日以内に同一の傷害または疾病を直接の原因として就業不能状態になったときは、継続した1回就業不能状態とみなします。この場合には、新たに就業不能状態が180日を超えて継続していることを要しません。なお、同一の疾病とは、医学上重要な関係にある一連の疾病をいい、病名を異にする場合（たとえば、高血圧症とこれに起因する心臓疾患または腎臓疾患など）を含みます。
 - (4) 被保険者が戦争その他の変乱、地震、噴火または津波により就業不能状態になった場合で、その原因により就業不能状態になった被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に影響を及ぼすときは、会社は、就業不能給付金を削減して支払うかまたは就業不能給付金を支払わないことがあります。
3. 第1項の規定にかかわらず、被保険者が、責任開始時点前に発病した疾病を直接の原因として、保険期間中に就業不能給付金の支払事由に該当したときは、つぎのとおり取り扱います。
- (1) 保険契約の締結の際に、会社が、告知等により知っていたその疾病に関する事実にもとづいて承諾した場合には、その承諾した範囲内で就業不能給付金を支払います。ただし、事実の一部が告知されなかったことにより、その疾病に関する事実を会社が正確に知ることができなかった場合を除きます。
 - (2) その疾病について、責任開始時点前に、被保険者が医師の診療を受けたことがなく、かつ、健康診断等において異常の指摘を受けたことがない場合には、就業不能給付金を支払います。ただし、その疾病による症状について契約者または被保険者が認識または自覚していた場合を除きます。

就業不能給付金の支払限度

- 第6条 この保険契約の就業不能給付金の支払限度は、保険期間を通じて通算して1億円とします。
2. 前項の就業不能給付金の支払限度に達したときは、保険契約は消滅します。

就業不能給付金の請求手続き

- 第7条 就業不能給付金の支払事由が生じたことを知ったときは、契約者、被保険者または受取人は遅滞なく会社に通知してください。
2. 受取人は、遅滞なく必要書類（別表2）を会社に提出して、就業不能給付金を請求してください。
 3. 前項の就業不能給付金の請求の後、就業不能状態が継続している場合には、受取人は、1か月ごとに必要書類（別表2）を会社に提出して、就業不能給付金を請求してください。

就業不能給付金の支払いの時期と場所

- 第8条 就業不能給付金の支払場所は会社の本社とし、必要書類が会社に到達してから5営業日以内に、保険料振替口座または受取人指定の金融機関等の口座に、就業不能給付金を振り込みます。
2. 就業不能給付金を支払うために確認が必要なつぎの各号に掲げる場合において、保険契約の申込時から就業不能給付金の請求時まで会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認（会社の指定した医師による診断を含みます）を行います。この場合には、前項の規定にかかわらず、就業不能給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから45日を経過する日とします。
 - (1) 就業不能給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合
第5条（就業不能給付金の支払い）に定める支払事由に該当する被保険者の就業不能状態に該当する事実の有無
 - (2) 就業不能給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合
就業不能給付金の支払事由が発生した原因
 - (3) 告知義務違反に該当する可能性がある場合

第2章 給付金の支払い

会社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因

- (4) この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合
前2号に定める事項、第24条（重大事由による解除）第1項第4号①から④までに該当する事実の有無または契約者、被保険者もしくは受取人の保険契約締結の目的もしくは就業不能給付金の請求の意図に関する保険契約の申込時から就業不能給付金の請求時までにおける事実
3. 前項の確認をするため、つぎの各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、前2項にかかわらず、就業不能給付金を支払うべき期限は、必要書類が会社に到達してから当該各号に定める日数（各号のうち複数に該当する場合には、それぞれに定める日数のうち最も多い日数）を経過する日とします。
 - (1) 前項各号に定める事項についての医療機関または医師に対する照会のうち、照会先の指定する書面等の方法に限定される照会 60日
 - (2) 前項第2号から第4号までに定める事項についての弁護士法にもとづく照会その他の法令にもとづく照会 180日
 - (3) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項についての研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学的な特別な調査、分析または鑑定 90日
 - (4) 前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関し、契約者、被保険者または受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、前項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 180日
 - (5) 前項各号に定める事項についての日本国外における調査 180日
 - (6) 前項各号に定める事項についての災害救助法が適用された地域における調査 180日
4. 契約者、被保険者または受取人が、前2項に掲げる必要な事項の確認の際に、正当な理由がないにもかかわらず当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったときは、会社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅延の責任を負わず、その間は就業不能給付金の支払いを留保します。
5. 第2項および第3項に定める確認を行う場合は、会社は、その旨を就業不能給付金を請求した者に通知します。

指定代理請求

第9条 就業不能給付金の支払事由が生じたにもかかわらず、受取人である被保険者が就業不能給付金を請求できないつぎの各号に定める事情がある場合は、あらかじめ契約者が指名する指定代理請求人が、必要書類（別表2）を会社に提出することにより、被保険者の代理人として、就業不能給付金の請求を行うことができます。

- (1) 就業不能給付金の請求を行う意思表示が困難である場合
- (2) がん等傷病名の告知を受けていない場合
- (3) その他第1号、第2号に掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 前項の指定代理請求人は、つぎの各号の範囲内であることを要します。
 - (1) 被保険者の戸籍上の配偶者
 - (2) 被保険者の直系血族（直系血族がないときは兄弟姉妹、兄弟姉妹もないときは甥姪）
 - (3) 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている被保険者の3親等内の親族
 - (4) つぎの範囲内の者。ただし、会社所定の書類等によりその事実が確認でき、かつ、被保険者のために就業不能給付金を請求すべき適当な理由があると会社が認められた者に限ります。
 - ① 被保険者と同居し、または被保険者と生計を一にしている者
 - ② 被保険者の療養看護に努め、または被保険者の財産管理を行っている者

第 2 章 | 給付金の支払い

③ その他、上記①②と同等の特別の事情がある者として会社が認めた者

3. 指定代理請求人が、故意に就業不能給付金の支払事由を発生させた場合および第 1 項各号に定める状態に該当させた場合は、その資格を喪失します。
4. 指定代理請求人は、就業不能給付金の請求時において第 2 項に定める範囲内でなければ、その請求を行うことはできません。
5. 就業不能給付金が指定代理請求人に支払われた場合には、その支払い後にその就業不能給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第 3 章 | 保険料の払い込み

- 第 10 条 保険料の払込期間
- 第 11 条 保険料の払込免除
- 第 12 条 被保険者の年齢の計算方法
- 第 13 条 保険料の払い込み
- 第 14 条 猶予期間

保険料の払込期間

第 10 条 保険料払込期間は、保険期間と同じです。

保険料の払込免除

第 11 条 被保険者が第 4 条（就業不能の定義）に定める就業不能状態になったときでも、会社は、保険料の払込を免除しません。

被保険者の年齢の計算方法

第 12 条 保険料を決める際の被保険者の年齢は、契約日の満年齢で計算します。

保険料の払い込み

第 13 条 保険料は、会社の提携先の中から、契約者が指定した金融機関等の口座振替、もしくはクレジットカード（契約者名義）で、契約日より毎月、月払により払い込んでいただきます（指定口座を変更する場合は、必要書類（別表 2）を会社に提出することによります）。なお、会社は、払い込まれた保険料については、領収証を発行しません。

2. 契約日の月ごとの応当日（応当日のない月の場合は、その月の末日とします。以下、本条において同じです）の属する月の初日から末日までを、保険料の払込期月とします。
3. 口座振替による場合、会社は、契約日にかかわらず、会社の指定する振替日（金融機関等の休業日に該当する場合は翌営業日）に保険料を振り替えます。
4. 口座振替が不能となった場合は、翌月の振替日に、翌月分の保険料とあわせて 2 か月分の保険料の振替を行います。翌月の振替日にも振替が不能となった場合は、翌々月の振替日に 3 か月分の保険料の振替を行います。
5. クレジットカードによる場合、会社は、クレジットカードが有効であり、かつ保険料がその利用額の範囲内であることを確認し、カード会社に保険料を請求したときに、その払い込みがあったものとみなします。なお、払い込みが不能となった場合は、前項の規定を準用します。
6. 同一の指定口座からの口座振替、または同一のクレジットカードにより、複数の保険契約の保険料を払い込む場合、契約者は、会社に対して、保険契約の払い込みの優先順位を指定することはできません。
7. 第 1 項の保険料が払い込まれないまま、それぞれの応当日以後末日までに就業不能給付金の支払事由が生じた場合、会社は、就業不能給付金を支払う際に、未払込保険料を就業不能給付金から控除します。就業不能給付金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれない場合には、会社は、就業不能給付金を支払いません。
8. 第 1 項の保険料が応当日の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険料の払い込みを要しなくなった場合は、会社は、その保険料を契約者に払い戻します。

猶予期間

第 14 条 保険料の払い込みについては、払込期月の翌月初日から翌々月末日までを猶予期間とし、猶予期間内に保険料が払い込まれない場合は、保険契約は猶予期間の満了の日の翌日からその効力を失います。

第3章 | 保険料の払い込み

2. 猶予期間内に就業不能給付金の支払事由が発生した場合は、会社は、就業不能給付金を支払います。この場合は、未払込保険料を就業不能給付金から控除します。就業不能給付金が未払込保険料に不足する場合には、契約者は、その未払込保険料全額を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間内に払い込まれないときは、会社は、就業不能給付金を支払いません。

第 4 章 | 契約内容の変更および保険契約の管理

- 第 15 条 受取人、指定代理請求人の変更
- 第 16 条 住所等の変更
- 第 17 条 解約
- 第 18 条 就業不能給付金月額額の減額
- 第 19 条 その他の諸変更
- 第 20 条 被保険者の死亡

受取人、指定代理請求人の変更

第 15 条 就業不能給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

2. 契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、第 9 条（指定代理請求）第 2 項に定める範囲内で指定代理請求人を変更することができます。

住所等の変更

第 16 条 契約者が、住所、電話番号、電子メールアドレス（以下、「住所等」といいます）を変更した場合は、遅滞なく会社に通知してください。

2. 契約者が前項の通知を行わなかった場合において、契約者の住所等を会社が確認できなかったときは、会社が把握している契約者の最後の住所等に発した通知は、契約者に到達したものとみなします。

解約

第 17 条 契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、将来に向かって保険契約を解約することができます。必要書類が会社に到達した時点で、保険契約は終了します。ただし、解約返戻金はありません。

就業不能給付金月額額の減額

第 18 条 契約者は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、就業不能給付金月額額を減額することができます。ただし、会社が定める範囲外となる減額は取り扱いません。

2. 前項の場合には、必要書類が会社に到達した日の属する払込期月の翌月の契約応当日に、就業不能給付金月額額は減額されたものとし、そのときから減額後の保険料を適用します。なお、就業不能給付金月額額の減額分に対応する解約返戻金はありません。

その他の諸変更

第 19 条 この約款に定める以外の契約内容の変更はできません。

被保険者の死亡

第 20 条 被保険者が死亡した場合は、保険契約は消滅します。被保険者の死亡時の法定相続人は、必要書類（別表 2）を会社に提出することにより、会社に通知してください。

2. 被保険者が死亡した場合、就業不能給付金の請求については、被保険者の法定相続人のうち、つぎの各号に定める 1 人の者を代表者とします。この場合、その代表者は、被保険者の他の法定相続人を代理するものとします。
 - (1) 指定代理請求人
 - (2) 指定代理請求人がいないときは戸籍上の配偶者
 - (3) 第 1 号または第 2 号に該当する者がいないときは法定相続人の協議により定めた者
3. 前項の規定により、会社が就業不能給付金を被保険者の法定相続人の代表者に支払った場合には、その後重複してその就業不能給付金の請求を受けても、会社は、これを支払いません。

第5章

告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

- 第21条 告知義務
- 第22条 告知義務違反による解除
- 第23条 保険契約を解除できない場合
- 第24条 重大事由による解除
- 第25条 詐欺による取消し
- 第26条 不法取得目的による無効

告知義務

- 第21条 契約者または被保険者は、保険契約の申し込みの際、就業不能給付金の支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち会社所定の質問事項について、インターネット上に設けられた会社の申込画面を通じて告知することを要します。
2. 告知に際しては、質問事項について事実を回答してください。なお、会社が事実を照会した際も同様です。

告知義務違反による解除

- 第22条 会社は、前条の告知の際、契約者または被保険者につき事実がある場合には、保険契約を将来に向かって解除することができます。
- (1) 故意または重大な過失により質問事項について事実を回答しなかった場合
 - (2) 故意または重大な過失により質問事項について事実でないことを回答した場合
2. 前項の事実がある場合、会社は、就業不能給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、就業不能給付金の支払いは行いません。すでに就業不能給付金を支払っていたときでも、その返還を請求することができます。
 3. 前項の規定にかかわらず、就業不能給付金の支払事由の発生が、解除の原因となった事実と関係がなかったことを、契約者、被保険者または受取人が証明した場合は、会社は、就業不能給付金を支払います。
 4. 本条の規定によって保険契約を解除する場合は、会社は、その旨を契約者に通知します。
 5. 保険契約を解除した場合は、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

保険契約を解除できない場合

- 第23条 会社は、前条に定める告知義務違反があった場合でも、つぎのいずれかのときには、保険契約を解除することができません。
- (1) 会社が保険契約の締結の際、契約者または被保険者に解除の原因となる事実があることを知っていたとき、または過失により知らなかったとき
 - (2) 保険媒介者が、契約者または被保険者が第21条（告知義務）の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者または被保険者に対し、第21条（告知義務）の告知をしないことをすすめたとき、または事実でないことを告げることをすすめたとき
 - (4) 会社が解除の原因となる事実を知った日からその日を含めて1か月が経過したとき
 - (5) 責任開始の日からその日を含めて保険契約が2年をこえて有効に継続したとき。ただし、責任開始の日からその日を含めて2年以内に解除の原因となる事実により就業不能給付金の支払事由が生じているときは除きます。
2. 前項第2号および第3号の場合において、各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、契約者または被保険者が、第21条（告知義務）の規定により会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったか、または事実でないことを告げたと認められるときには、適用しません。

第5章 告知義務および保険契約の解除・取消し・無効

重大事由による解除

第24条 会社は、つぎの各号のいずれかに定める事由（重大事由）が生じた場合には、この保険契約を将来に向かって解除することができます。

- (1) 契約者、被保険者または受取人がこの保険契約の就業不能給付金を詐取する目的もしくは第三者に就業不能給付金を詐取させる目的で事故招致（未遂を含みます）をした場合
 - (2) この保険契約の就業不能給付金の請求に関し、受取人に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合
 - (3) 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる就業不能給付金月額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
 - (4) 契約者、被保険者または受取人が、つぎのいずれかに該当するとき
 - ① 暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当すると認められること
 - ② 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ③ 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - ④ その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
 - (5) 他の保険契約が重大事由によって解除され、または契約者、被保険者または受取人が他の保険者との間で締結した保険契約もしくは共済契約が重大事由により解除されるなどにより、契約者、被保険者または受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合
2. 前項の事実がある場合、会社は、就業不能給付金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができます。その場合は、会社は、前項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による就業不能給付金の支払いは行いません。また、すでに就業不能給付金を支払っていたときでも、その返還を請求することができます。
 3. 本条による解除については、第22条（告知義務違反による解除）第4項および第5項の規定を準用します。

詐欺による取消し

第25条 契約者または被保険者の詐欺により、保険契約の締結が行われた場合は、会社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

不法取得目的による無効

第26条 契約者が就業不能給付金を不法に取得する目的または他人に就業不能給付金を不法に取得させる目的をもって保険契約の締結を行った場合は、保険契約は無効とし、すでに払い込んだ保険料は払い戻しません。

第6章 | その他

- 第27条 年齢または性別の誤りの処理
- 第28条 時効
- 第29条 管轄裁判所

年齢または性別の誤りの処理

- 第27条 保険契約の申し込みの際、被保険者の年齢に誤りがあった場合で、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が会社の契約する年齢の範囲外のときは、保険契約を無効として、すでに払い込まれた保険料を契約者に払い戻し、その他のときは、実際の年齢に基づいて保険料を精算します。
2. 保険契約の申し込みの際、被保険者の性別に誤りがあった場合は、実際の性別に基づいて保険料を精算します。

時効

- 第28条 就業不能給付金の支払いを請求する権利は、その請求権者が、その権利を行使できるようになった時から3年間請求がない場合には消滅します。

管轄裁判所

- 第29条 この保険契約における就業不能給付金の請求に関する訴訟については、会社の本社または受取人の住所地を管轄する地方裁判所をもって、合意による管轄裁判所とします。

備考、別表

- 備考
- 別表 1 精神障害
- 別表 2 必要書類

備考

1. 傷害

「傷害」とは、急激かつ偶発的な外来の事故による発症のことです。ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症したまたはその症状が増悪したときは除きます。

2. 病院、診療所

「病院」、「診療所」とは、医療法第 1 条の 5 に定める病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（患者を入院させるための施設と同等の施設を有する柔道整復師法に定める施術所において、四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受ける場合には、その施術所を含みます）のことをいいます。

3. 入院

「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下、同じです）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下、同じです）が必要であり、かつ、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

4. 治療を目的とした入院

「治療を目的とした入院」とは、美容上の処置、正常分娩、疾病を直接の原因としない不妊治療、治療処置を伴わない人間ドック検査などのための入院は該当しません。

別表 1 精神障害

「精神障害」とは、平成 17 年 10 月 7 日総務省告示第 1147 号にもとづく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10（2003 年版）準拠」に記載された分類項目中、基本分類コード F00 から F99 に規定される内容によるものをいいます。

ただし、病態に対して複数のコードが使用される傷病名で、そのコードのいずれかが基本分類コード F00 から F99 以外に分類される場合を除きます。

なお、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要」において、支払事由発生日以前に分類提要が変更された場合は、新たな分類の基本分類コードにおいて変更前の精神障害に対応するものによることとします。

別表 2 必要書類

項目	約款条文	必要書類
就業不能給付金の請求	第 5 条 第 7 条	(1) 請求書 (2) 傷害であることを証明する書類（事故による場合） (3) 就業不能状態であることを証明する医師の診断書兼入院証明書 (4) 被保険者の印鑑証明書（3 か月以内のもの。以下、同じです） (5) 被保険者の所得を証明する書類 (6) 保険証券
指定代理請求	第 9 条	就業不能給付金の請求に必要な書類に加えて、つぎの書類が必要となります。 (1) 指定代理請求人の印鑑証明書 (2) 指定代理請求人が第 9 条第 2 項第 1 号から第 3 号までのいずれ

備考、別表

		<p>かに該当する場合は、指定代理請求人の戸籍謄本</p> <p>(3) 指定代理請求人が第9条第2項第4号に該当する場合で、被保険者と生計を一にしているときは、被保険者もしくは指定代理請求人の健康保険証の写しまたは指定代理請求人が被保険者の治療費の支払いを行っていることを証する領収証の写し</p> <p>(4) 指定代理請求人が第9条第2項第4号に該当する場合で、契約にもとづき被保険者の療養看護または財産管理を行っているときは、その契約書の写し</p>
指定口座の変更	第13条	(1) 口座振替依頼書（口座振替の場合）
指定代理請求人の変更	第15条	(1) 請求書 (2) 保険証券
解約	第17条	(1) 請求書 (2) 保険証券
就業不能給付金月額額の減額	第18条	(1) 請求書 (2) 保険証券
被保険者の死亡	第20条	(1) 請求書 (2) 法定相続人の印鑑証明書 (3) 被保険者の住民票 (4) 保険証券

会社は、必要に応じて、上記以外の書類の提出を求めたり、一部の書類の提出を省略もしくは代替することができます。

以上
201412